

(参考様式3)

会 議 録

会議の名称	平成30年度第1回 東村山市地域包括ケア推進協議会				
開催日時	平成30年9月6日(木) 午後7時00分～午後8時30分				
開催場所	東村山市役所 いきいきプラザ2階 学習室				
出席者 及び欠席者	<p>●出席者：</p> <p>(委員) 山路憲夫会長・松田幸夫会長職務代理・水越久吉委員・永嶋昌樹委員・筒井智恵美委員・山田浩靖委員・磯部建夫委員・大須賀一洋委員・萩原明委員・宮田敏行委員・石橋歌子委員・戸部牧子委員・武川眞理枝委員・岡本友子委員・池本昇委員・宮崎富義委員・亀井俊治委員・</p> <p>(市事務局) 山口俊英健康福祉部長・河村克己健康福祉部次長・進藤岳史介護保険課長・金野真輔課長補佐兼企画保険料係長・吉川夏子認定係長・岩崎盛明給付指導係長・足立原愛里企画保険料主事・津田潤健康増進課長・江川裕美健康増進課長補佐・小澤千香健康増進課長補佐・小池秀征健康増進課健康寿命推進係長・山岸光香健康増進課高齢者支援係長・菊池貴子健康増進課庶務係長・檜延宏健康増進課健康寿命推進係主事・新井泰徳地域福祉推進課長・大塚知昭地域福祉推進課主査</p> <p>●欠席者：2名</p>				
傍聴の可否	傍聴可能	傍聴不可 の場合は その理由	/	傍聴者 数	0人
会議次第	<ol style="list-style-type: none">1. 開会2. 委嘱状交付3. 委員、事務局職員の紹介4. 地域包括ケア推進協議会の位置づけについて5. 議題<ol style="list-style-type: none">(1) 会長の選任(2) 会長職務代理の指名				

	<p>(3) 傍聴に関する定めの確認</p> <p>(4) 地域包括ケア推進計画（第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）の概要および第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の進捗状況について</p> <p>(5) 医療・介護連携推進委員会の設置について</p> <p>(6) 平成27年度スケジュールについて</p> <p>6. その他</p> <p>7. 閉会</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>健康福祉部介護保険課企画保険料係</p> <p>担当者名：金野</p> <p>電話番号：042-393-5111（代表）内線3133</p> <p>FAX番号：042-395-2131</p>
<p>会 議 経 過</p>	
<p>1. 開会</p> <p>2. 委嘱状の交付</p> <p>3. 委員、事務局職員の紹介</p> <p>4. 地域包括ケア推進協議会の位置づけについて</p> <p>【資料3】【資料4】【資料5】により事務局から説明を行う。</p> <p>5. 議題</p> <p>(1) 会長の選任</p> <p>委員より山路委員を会長に推す声あり。</p> <p>一同の賛成があり、山路委員が会長に選任される。</p> <p>(2) 会長職務代理の指名</p> <p>会長からの指名により、松田委員が会長職務代理に選任される。</p> <p>(3) 傍聴に関する定めを確認</p>	

【資料6】により、事務局から説明を行う。

○会長

事務局より傍聴に関する定めについて説明があった。何かご意見・ご質問はあるか。了承するということによろしいか。

○委員一同

異議なし

○会長

了承する。

了承を受けて、本日の傍聴を許可する。希望者はいるか。

○事務局

傍聴希望者なし。

(4) 地域包括ケア推進計画（第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）の概要について

【資料7】【資料8】により、事務局から説明を行う。

○会長

ただいま事務局から、地域包括ケア推進計画の概要について説明があった。本協議会は、主にこの計画の推進・策定について、委員それぞれの立場から意見して議論していくことになるが、まずは本日、計画についてご意見、ご質問があればお願いします。

34 ページの東村山モデルとは何か。補足説明をお願いします。

○事務局

本計画の推進により、地域包括ケアシステム「東村山モデル」の構築・推進を目指している。地域包括ケアシステムとは、高齢者の暮らしについて介護・医療・予防・生活支援・住まいを5つの柱として、トータルで考えていく仕組みです。

この仕組みづくりを東村山市らしく進めていくうえで、当市の現状として、社会資源が充実しているという状況がある。社会資源の例としては、介護保険事業所、施設が多いこと。医師会、歯科医師会、薬剤師会が積極的に協力していただけること。老人クラブや自治会等、地域のつながりが比較的強いこと。などがある。

こうした当市の資源を踏まえ、市民参加、地域活動のつながりを広げていくこと。高齢者が担い手となり支え合っていくこと。また、その支え合いを市が支援していくこと。こうした視点で高齢者を支える東村山らしい仕組みを作っていく、という考え方である。

(5) 施設整備の状況について

【資料9】により、事務局から説明を行う。

○会長

事務局から施設整備の状況について説明があった。本日は特に検討ということではなく、市内の状況の紹介ということだが、ご意見、ご質問はあるか。

○委員

市内にこれだけの施設がある。希望者がすぐ入れるのか。

○事務局

特養、グループホームについて待機はある。特養、グループホームともに稼働率が常に90%を超える状況である。グループホームは18名定員に対し17名程度は常に入居している状況である。施策全体の方向性としては特養よりもグループホームや小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスを整備することにより、住み慣れた地域での生活を支援していく。

○会長

特養待機者について、立川以西では待機者がなく希望すれば入れる状況という話もあるが、東村山市はまだ待機者があるという理解でよいか。

○事務局

制度開始以来、市内施設への他市からの入所者があることも含め、待機者がいる状況ではあった。かつては申し込みから2年待つような状況もよくある状況であったが、その頃と比較すれば待機は短くなってきている。特に多摩西部の状況は変わってきている。かつては区部に施設が少なかったが、徐々に整備されてきた結果、申し込み状況が変わってきたことと思われる。当市においては、依然として区部等からの入所者もあり、待機なしではないが、かつてよりは早くなっていると捉えている。

○会長

東村山市は施設数が多い。国立市は東村山市に比べ、人口は半分だが、特養は2か所しかない。人口当たりの定員数で分析をすることで傾向が見えるだろう。

主要なテーマは、いかに施設よりも在宅で安心して暮らせる体制づくりをするのか。施設がいいかどうかではなく、高齢者本人の在り方として、住み慣れた地域で安心して暮らす、ということが主要な目標である。

○委員

東村山市には昔から施設が多い。特養は広域型の施設なので、市民が入所するとは限らない。

最近は区内に特養ができたが、居室がユニット型なので費用としては割高である。所得によっては従来の多床室の特養を希望する方がいる。

回転率が上がった背景として、要介護3以上となったこともある。西多摩について一時期はかなり空きがあったが、最近は稼働率があがってきたと聞いた。

○会長

東村山市にはユニット型特養はあるのか。

○委員

ユニット型はほんの一部で、ほぼ多床室である。

○委員

高齢者施設マップのなかに養護老人ホームがないのはなぜか。

○事務局

本日の資料は市民向けのマップを配付している。依然養護老人ホームを掲載していたが削除した。経過として、記載を見た市民から「養護老人ホームに入りたい」という相談が来ることがあったが、養護老人ホームとは、例えば虐待等があったときに加害者と距離を置くために市が措置する施設であり、希望して入所する施設ではない。

ただし、本協議会のような高齢者施策の議論の場においては社会資源の1つではある。市内には2か所ある。

○委員

通所介護は載せていないのか。

○事務局

施設の整備状況のご報告の議題であることから、介護保険事業所のなかでも、施設サービスの事業所を本日お示した。他にも通所介護、訪問介護等の事業所がある。議題に応じて情報提供させていただく。

○委員

久米川病院は本町に移転するのか。31年度に移ると聞いたが。

○事務局

現在、萩山町で介護療養型医療施設として久米川病院がある。それが、【資料9】の2.の件である。31年度には本町に移転、老健として整備される。

○会長

それでは、出された意見を踏まえて、引き続き施設整備を進めていただく。

6. その他。

7. 閉会